

財務省第13入札等監視委員会 令和4年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和5年6月27日(火) 熊本地方合同庁舎B棟7階第1会議室	
委員	塚本 晃大 (塚本晃大法律事務所 弁護士)	
	朝田 とも子 (熊本大学 法学部 准教授)	
	山西 佑季 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)	
審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	0件	
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 宮崎合同庁舎ブロック塀等改修工事 契約相手方 : 株式会社大進建設 法人番号 : 6350001002681 契約金額 : 4,283,400円(税込) 契約締結日 : 令和5年1月11日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 令和4年分確定申告期における備品等の賃貸借等業務(グループ3 鹿児島県) 契約相手方 : コーユーレンティア株式会社 法人番号 : 3010401025419 契約金額 : 単価契約 @16,500円ほか 契約締結日 : 令和5年1月13日 担当部局 : 熊本国税局
		契約件名 : 税関検査場における電子申告を行う端末(QR読取端末)の増設 契約相手方 : 日本電気株式会社 法人番号 : 7010401022916 契約金額 : 14,693,800円(税込) 契約締結日 : 令和5年2月14日 担当部局 : 沖縄地区税関
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 令和5年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の募集 契約相手方 : 株式会社 国土鑑定センター ほか19者 法人番号 : 6360001000932 契約金額 : 1地点あたり 73,900円(税込) ほか 契約締結日 : 令和4年10月5日 担当部局 : 沖縄国税事務所
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 令和4年分確定申告期における備品等の賃貸借等業務(グループ3 鹿児島県) 契約相手方 : コーユーレンティア株式会社 法人番号 : 3010401025419 契約金額 : 単価契約 @16,500円ほか 契約締結日 : 令和5年1月13日 担当部局 : 熊本国税局
		契約件名 : 税関検査場における電子申告を行う端末(QR読取端末)の増設 契約相手方 : 日本電気株式会社 法人番号 : 7010401022916 契約金額 : 14,693,800円(税込) 契約締結日 : 令和5年2月14日 担当部局 : 沖縄地区税関
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名 : 宮崎合同庁舎ブロック塀等改修工事 契約相手方 : 株式会社大進建設 法人番号 : 6350001002681 契約金額 : 4,283,400円(税込) 契約締結日 : 令和5年1月11日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>随意契約に至った経緯を説明願いたい。</p> <p>工事内容は比較的専門性を要しないにもかかわらず、入札者が少ない理由は何か。</p> <p>入札者が少ない理由として、作業効率の悪い現場であることを挙げているが、本件について応札業者は実際に現場を見て積算しているのか。</p> <p>予定価格と契約価格が同額となった理由は何か。</p> <p>既存ブロック塀撤去後、同様のブロック塀を新たに設置するのではなく、金属製のフェンスを設置した理由は何か。</p>	<p>本件は、一般競争入札を実施したものの、応札した4者がいずれも予定価格を上回り不落札となり、再入札を実施しても落札者が決まらなかったことから、予算決算及び会計令第99条の2を適用し、随意契約によることとしたものである。</p> <p>既設のブロック塀が隣接建物に近接していることにより慎重に撤去工事を進める必要があること。重機を使っての撤去ができない作業効率の非常に悪い現場であること。前述により相当の作業員を配置しての施工となるが、昨年9月の台風14号の影響により宮崎県内は甚大な被害を受け、被災箇所の応急工事が重なるなど安定した人員の確保が難しいこと等を判断し、入札参加を敬遠したのではないかと考えられる。</p> <p>現場の状況を踏まえ積算しているものと認識している。</p> <p>予定価格算出に当たり、2者から参考見積書を徴し、安価な方を予定価格として採用した。今回の随意契約相手方は、その参考見積書提供者であり、入札不落の結果を踏まえ、随意契約のための見積書提出時に、過去に算定した参考見積額と同額を見積もってきたものと思われる。</p> <p>既存ブロック塀は、隣接との目隠し等の機能も果たしており、同様のブロック塀を新たに設置するとすれば、関係法令により同じ高さにすることができないため、機能代替可能な金属製フェンスを設置したものである。</p>
<p>【事案2】 契約件名 : 令和4年分確定申告期における備品等の賃貸借等業務(グループ3 鹿児島県) 契約相手方 : コーユーレンタリア株式会社 法人番号 : 3010401025419 契約金額 : 単価契約 @16,500円ほか 契約締結日 : 令和5年1月13日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>同種の調達であるが宮崎県や鹿児島県と比較すると、大分県だけ単価が低いのはなぜか。</p> <p>当初入札に参加していた応札業者が、再度公告の本案件を辞退した理由はなにか。</p> <p>再度積算した予定価格は、一般的には複雑で難しい算出方法により積算していると思われるが、それなのに高い落札率となっている理由は何にか。</p> <p>電子申告者数が増え、来場者が減っているのであれば、本案件の調達は将来的に縮小していくのか。</p> <p>契約期間が3/31までとあるが、3/31を越えて搬出することはあるか。</p> <p>賃貸借契約だと、一般的に返却の義務は賃借人側にあることから、仕様書又は契約書に業者が搬出する旨をしっかりと記載した方がよいのではないか。</p>	<p>大分県、宮崎県及び鹿児島県と同じ業者が落札しているが、当該落札業者の本拠地が福岡県であったことから、宮崎県及び鹿児島県については距離の問題から人件費や宿泊費等の輸送コストがどうしても割高になってしまうことによるものと分析している。</p> <p>当初入札の応札業者に本案件への参加を勧奨したところ、「当初入札における最終入札価格以下での金額が算出できない(これ以上の減額が見込めない)ため辞退した」と聞いている。</p> <p>当初入札の予定価格には物価上昇の影響が十分に反映されていないと判断したことから、レンタル物品各々のレンタル料金を調べたが、決まった単価がなかったため、過去の契約金額と開差のあった(高かった)物品については、新品のレンタル価格を基準に算出する方法、具体的には税務署の実務で使っている減価償却資産の耐用年数(使用年数)を基準に算出する方法で積算した。落札率が高かったことについては、再度入札を行ったことで予定価格が市場価格により近くなった結果ではないかと分析している。</p> <p>当局としても縮小していくことを期待している。なお、予算の関係でもパーティションを段ボール製のパーティションに変更し、賃貸借物品数の縮小に努め、経費削減に向けて努力している。</p> <p>3/31を超えると年度を跨ぐ契約となるため、3/31までに搬出している。なお、コロナによる申告期限の延長などで4/1以降も使用する必要がある場合については、新年度契約として、別途契約している。</p> <p>仕様書に「搬出入」という文言を用いて業者による作業として認識させるよう記載しているが、それだけでは不足する(不十分である)というご指摘については、今後適正な仕様書等となるよう検討していきたい。</p>
<p>【事案3】 契約件名 : 税関検査場における電子申告を行う端末(QR読取端末)の増設 契約相手方 : 日本電気株式会社 法人番号 : 7010401022916 契約金額 : 14,693,800円(税込) 契約締結日 : 令和5年2月14日 担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>応札者が1者である理由について</p> <p>落札率が99%と高い理由について</p> <p>上記状況の改善策について</p>	<p>既存機器の増設ということで、他の業者はコスト面等様々な条件において不利であると考え、入札を敬遠したのではないかと推察される。</p> <p>予定価格算定のため参考見積書を徴するにあたり、同端末を当初設置した業者1者しか応じる者がおらず、人件費についても積算資料に比べ同者の価格が安価であったことから予定価格に同者の見積価格を採用し、同者がそれに近い価格で落札した結果であると考えられる。</p> <p>税関自体が取締機器等仕様が特殊かつ高度な技術を要する入札等案件が多いというところはあるが、他税関の入札情報を参考にしたり、入札説明会に来た業者からヒアリングしたりと情報収集に努める。</p>

【事案4】

契約件名 : 令和5年分 鑑定評価員等及び土地評価
精通者の募集
契約相手方 : 株式会社 国土鑑定センター ほか19者
法人番号 : 6360001000932
契約金額 : 1地点あたり 73,900円(税込) ほか
契約締結日 : 令和4年10月5日
担当部局 : 沖縄国税事務所

どのような業務内容なのか。

契約単価の妥当性は。

沖縄県の不動産鑑定士は何人いるのか。

相続税や贈与税の申告の際に必要な土地等の評価のため、その評価の基準となる「路線価」及び「評価倍率」を定め、毎年7月に国税庁のホームページにて(全国一斉)公開している。不動産鑑定士に対して、路線価等を作成するための鑑定評価と精通者意見価格を依頼しているものである。

契約単価は国税庁の指示で定めており、全国統一の金額である。

沖縄国税事務所で契約している者が、ほぼ沖縄全体の鑑定士である。